**愛パークとちぎ実施要領**

　（目的）

第１条　この要領は、都市にとって重要な公共空間である都市公園の美化を促進するため、地域住民等による県営都市公園の環境美化活動を支援する「愛パークとちぎ」を実施し、地域住民等、都市公園を管理する栃木県都市公園条例第11条の2第１項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）及び公園管理者（県）の三者がパートナーとして連携・協力することにより、公園への愛着心と環境美化意識の高揚を図るとともに、その活動を推進することを目的とする。

　（参加資格）

第２条　「愛パークとちぎ」に参加することができる者は、県営都市公園の環境美化活動に意欲をもつ原則３人以上で構成される団体（以下「実施団体」という。）とする。

　（実施公園等）

第３条　「愛パークとちぎ」により環境美化活動を実施する公園は、県が管理する都市公園のうち、栃木県宇都宮土木事務所長（以下「所長」という。）が別に指定する公園とする。

２　所長は、前項の指定する公園ごとに実施団体を登録するものとする。

　（届出）

第４条　「愛パークとちぎ」の実施団体として登録を希望する者は、登録を希望する公園の管理事務所を経由して所長に登録届（様式第１号）を提出するものとし、変更があった場合も同様とする。

ただし、変更理由が登録人数の変更に限られる場合は、届出を要しないものとする。

２　「愛パークとちぎ」の実施団体として登録を解消しようとする者は、登録する公園の管理事務所を経由し、所長に登録解消届（様式第２号）を提出するものとする。

３　所長は、前項の登録解消届を受理した場合には、登録を解消した旨を実施団体に通知するものとする。

　（認定及び合意）

第５条　所長は、前条第１項の届出があった場合はその内容を精査し、適切と認められるときは、実施団体及び指定管理者の三者により合意書（様式第３号）を取り交わすものとする。

２　所長は、前条の合意書を取り交わしたときは、実施団体に対し認定書（様式第４号）を交付するものとする。

３　所長は、実施団体を記入する登録台帳（様式第５号）を備え付けるものとする。

　（合意の期間及び更新）

第６条　合意の期間は、合意書の締結の日から原則として１年間とし、第４条第２項の登録解消届が提出されない限り、自動的に延長されるものとする。

　（実施団体の役割）

第７条　実施団体は、自ら登録する公園において、環境美化活動を積極的に実施　　　　　　 するものとする。

　（指定管理者の役割）

第８条　指定管理者は、実施団体の活動に対し、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1)　実施団体との連絡、調整

(2)　所長への愛パークとちぎ実施計画書（様式第６号）の提出（毎年度４月）

(3)　作業の実施に伴う技術的な助言

(4) 所長への実施状況報告書（様式７号）の提出（毎月提出するものとし、複数の企業で登録した団体の場合は、「愛パークとちぎ活動参加企業一覧」を添付すること。）

(5)　その他環境美化活動に必要な支援

　（県の役割）

第９条　所長は、実施団体の活動に対し、予算の範囲内において次の各号に掲げる支援を行うものとする。

(1)　傷害保険の加入

(2) 実施団体の希望による団体名を記した表示板の設置

(3)　その他環境美化活動に必要な支援

　（安全の確保）

第10条 実施団体は自己の責任において作業に参加し、安全に十分に配慮するとともに、指定管理者の指示に従うものとする。

　　　附　則

　この要領は、平成１５年８月２８日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成１８年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要領は、平成２３年４月１日から適用する。

　　附　則

　この要領は、平成２６年４月１日から適用する。

　 附　則

　この要領は、平成２９年１２月１５日から適用する。

　 附　則

　この要領は、令和４年３月１日から適用する。

　 附　則

　この要領は、令和６年４月１日から適用する。